

レッツBuy あおもり新商品事業のご案内

- あおもり新商品開拓実施計画募集！ -

募集期間：平成22年7月1日～平成22年8月2日

平成22年度第1回の募集を開始します！！

「レッツBuy あおもり新商品事業」では、皆様が作成する新商品開拓実施計画が県の認定を受けた場合、県としても認定商品として商品PR等に努めていくとともに、その新商品を県が随意契約によって購入することも可能となります。これにより、県では県内企業等の新商品開発や販路拡大を支援し、産業の活性化などにつなげていきます。

●応募資格

次のいずれかに該当し、新商品を製造する者とします。

- ・県内に本店を有する企業又は県内に主たる事務所を有する法人
- ・県内に工場又は事業場を有する者
- ・県内に住所を有する個人

●応募方法

認定申請書に必要事項を記載（事前相談要）のうえ、下記まで提出してください（最終日の17：00必着）。

なお、応募者用マニュアル、認定申請書は下記のホームページアドレスからダウンロードできます。

●新商品とは

- ・既に企業化されている商品とは通常取引において又は社会通念上別個の範疇に属するもの
- ・既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められるもの

いずれかに該当するものとなります。

※既存の商品の名称を変えただけのもの等は対象となりませんので、詳細はお問合せください。

●新商品開拓実施計画とは

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）が作成する新たな事業分野の開拓の実施に関する計画をいいます。

●認定を受けると

地方自治法施行令第167の2第1項第4号による新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として台帳に記載され、新商品については、随意契約による購入が可能となります。**ただし、県が購入できる新商品は県の機関での用途が見込まれるもの、適正な価格水準のもののみとなります。**

なお、認定の有効期限は認定日から起算して**3年後の年度末（3月末）**までとします。（**2年間の更新が可能**）

認定要件

- （1）当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
- （2）当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- （3）新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が、新商品開拓を確実に実施するために適切なものであること。
- （4）県内に工場又は事業場を有する者にとっては、新商品の製造により、県内での雇用創出が見込まれること。

なお、一定の要件を満たしている場合であっても、次のような場合は認定できません。

- （1）新商品開拓実施計画が公序良俗に反する又はその恐れがあることが明らかな場合。
- （2）新商品開拓実施計画が関係法令違反又はその恐れがあることが明らかな場合。

審査会及び認定について

庁内各部署等から組織する審査会にて、認定要件に基づき新商品開拓実施計画を審査し、知事が認定します。

認定申請書の送付・問合せ

青森県商工労働部経営支援課（担当：今）

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1

TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

e-mail:keiei@pref.aomori.lg.jp

http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/keiei/letsbuy.html